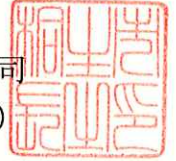


令和 2 年 12 月 4 日

一般社団法人 群馬県宅地建物取引業協会 各位

桐生市長 荒木 恵司
(担当：建築指導課)



土地開発行為に伴う「ごみ集積所（非設置）承諾書」について（周知）

日頃より桐生市政にご理解、ご協力いただき、ありがとうございます。

現在、分譲住宅用地の造成を目的とした土地開発行為に伴うごみ集積所の新設に際しては、従前のおり、自治会と事業者の協議を指導しております。

しかし、ごみ集積所を新設しない土地開発行為に際して、工事完了後に、調整不足を理由として、計画段階で予定していた既存ごみ集積所を利用できなくなる、という問題が生じております。

その対策としまして、令和 2 年 10 月より、ごみ集積所を新設しない場合には、「ごみ集積所（非設置）承諾書」の写しの添付を指導することといたしましたので、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

お問い合わせ先：

都市整備部 建築指導課

開発指導係 吉岡、柳、増田

TEL 0277-46-1111 内線 674

FAX 0277-46-2307



承 諾 書

令和 2 年 11 月 2 日

事業者

住 所 群馬県桐生市織姫町 123 番地 4

株式会社太郎土地販売

氏 名 代表取締役 桐生 太郎 様

行政区 [第 3 区] 役職 [町会長・自治会長・その他 ()]

住 所 桐生市織姫町 56 番地 7

氏 名 町会 彦星

町務員

住 所 桐生市織姫町 89 番地 10

氏 名 織姫 花子

下記の内容について、承諾します。

記

今般、事業者である株式会社太郎土地販売が桐生市織姫町 33 番で行う開発行為（宅地分譲 4 戸）の完了後、宅地購入者等が桐生市織姫町 33 番地先の既存ごみ集積所施設を利用すること。

万一、本開発行為に関わる既存ごみ集積所施設に起因するトラブル等が生じた場合には、事業者である株式会社太郎土地販売が誠意をもって対応し、町会長（自治会長）、町務員には迷惑をかけないこと。